カスタマーハラスメントの防止対策の推進に係る関係省庁連携会議　開催要綱

令和７年１月 17 日
関係省庁申し合わせ
令和７年７月 28 日
一　部　改　正
令和７年 11 月７日
一　部　改　正
令和８年９月 10 日
一　部　改　正

１．趣旨

近年、顧客、取引先等からの著しい迷惑行為であるカスタマーハラスメントが問題化しており、令和元年５月末に成立した「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律等の一部を改正する法律」の附帯決議においても、その防止に向けて必要な措置を講ずることとされている。これも踏まえ、令和６年９月より、労働政策審議会雇用環境・均等分科会においてカスタマーハラスメント対策の強化が論点の一つとして議論され、令和６年 12 月の建議には、カスタマーハラスメント対策について、事業主の雇用管理上の措置義務とすることや関係省庁と連携することが適当である旨が盛り込まれたところである。このように、カスタマーハラスメント対策を強化する必要性が高まっている中、労働者保護の取組に加えて、業種横断的取組の推進や消費者等への啓発等、幅広い観点から必要な施策を講じていく必要がある。

このため、今般、関係省庁が密接に連携し、カスタマーハラスメントの防止対策を総合的かつ効果的に推進するため、カスタマーハラスメントの防止対策の推進に係る関係省庁連携会議（以下「会議」という。）を設置する。

２．構成員

（１）会議の構成員は別紙のとおりとする。構成員は、必要に応じて追加することができるものとする。

（２）会議は、必要があると認めるときには、関係者に出席を要請し、意見を聴くことができる。

３．事務局

会議の事務は、厚生労働省雇用環境・均等局（雇用機会均等課）において処理する。

４．その他

会議は非公開とする。会議の資料については、特に非公開とされたものを除き、公開する。会議の要旨についても、これを公開する。

上記のほか、会議の運営等に関し必要な事項は、会議において定める。

（別紙）

構成員

内閣官房内閣人事局内閣参事官
内閣府政策統括官（共生・共助担当）付参事官（障害者施策担当）
公正取引委員会事務総局経済取引局取引部企業取引課長
警察庁生活安全局生活安全企画課長
金融庁銀行・証券監督局総務課長
消費者庁消費者教育推進課長
こども家庭庁成育局総務課長
こども家庭庁支援局総務課長
総務省自治行政局公務員部公務員課女性活躍・人材活用推進室長
総務省情報流通行政局郵政行政部企画課長
総務省総合通信基盤局電気通信事業部料金サービス課消費者契約適正化推進室長
法務省人権擁護局人権啓発課長
文部科学省初等中等教育局教育職員政策課長
文部科学省高等教育局私学部私学行政課長
厚生労働省医政局医療経営改革課長
厚生労働省健康・生活衛生局生活衛生課長
厚生労働省医薬局総務課長
厚生労働省雇用環境・均等局雇用機会均等課長
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長
厚生労働省老健局認知症施策・地域介護推進課長
農林水産省大臣官房新事業・食品産業部外食・食文化課長
経済産業省商務・サービスグループ流通政策課長
経済産業省商務・サービスグループサービス政策課サービス産業室長
中小企業庁事業環境部取引課長
国土交通省総合政策局政策課長
人事院事務総局職員福祉局職員福祉課長